

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進

市民一人ひとりの健康増進にあたっては、行政の取り組みだけでなく、市全体としての取り組みが必要不可欠であり、市や県、自治会連合会、保健・医療関係者、教育・保育施設、産業、職場、民間事業者等、健康づくりに携わる全ての主体と広く連携・協働しながら市民全体に対して取り組みの推進を図る必要があります。

そのためにも、各組織・団体の代表者を委員とする甲斐市保健福祉推進協議会等において関係者と協議の上、健康づくりに関する施策を展開していきます。

また、地域における生活改善活動の普及など、市民の身近な環境からの健康づくりを支える甲斐市愛育連合会、甲斐市食生活改善推進委員会の活動を活性化するとともに、市民一人ひとりが自身の健康管理を実施できるよう、健康づくりに関する正しい知識、実践方法等について啓発を進めていきます。

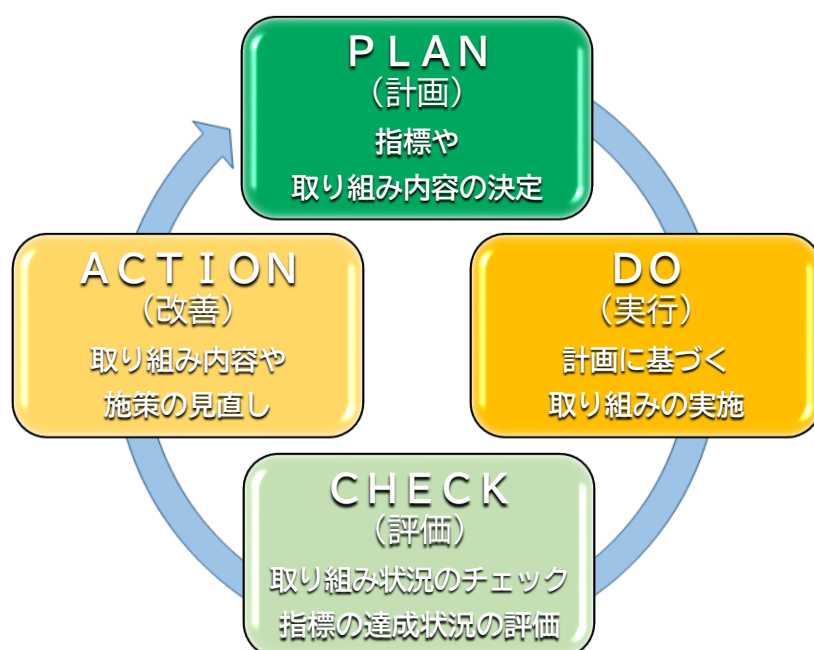
さらに、市内部の組織体制の充実を図るため、市民の健康づくりを推進する役割を担う保健師や管理栄養士などの専門職員の育成と資質の向上に努めるとともに、介護、福祉、子育て支援、学校教育、スポーツ、健康保険を中心とする関係部局との連携を継続し、横断的で多面的な事業の展開を進めます。

第2節 計画の評価

(1) 評価の対象（PDCAサイクルの活用による進捗管理）

各基本施策において設定されている指標（数値目標）を用いて、達成状況及び取り組み状況の評価を行い、今後において取り組むべき課題を検討していきます。

また、市民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基に健康づくり事業が効果的に行われているか評価・検証し、目標達成に向けた課題の把握、事業の見直しを行います。



（２）評価体制

評価は、自治会、医師、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他保健・福祉・教育団体代表で組織する「甲斐市保健福祉推進協議会」にて実施することで、より客観的かつ専門的な評価が可能となり、また市民の視点に近い評価を得ることができます。

（３）評価の公表

評価結果については、ホームページや広報誌などで公表し、市民の意見等を今後の事業展開に反映いたします。また、総合健診会場や地域組織活動の場などにおける計画書の概要版の配布を通して、計画の趣旨や評価方法についてより広く周知を進めます。